

# 企業年金スチュワードシップ推進協議会 加入のご案内

企業年金スチュワードシップ推進協議会は、企業年金の皆様が協働して運用機関のスチュワードシップ活動をモニタリング（協働モニタリング）するために設立された組織です。

企業年金連合会の会員・非会員に関わらず、全ての確定給付企業年金(DB)の皆様は、加入していただくことができます。

## 【協議会の概要】

対象（構成員）	DB（確定給付企業年金（基金型・規約型）及び厚生年金基金）
正会員	日本版スチュワードシップ・コード受入れ表明をしていないDB
協力会員	日本版スチュワードシップ・コード受入れ表明済みのDB
代表者	企業年金連合会 理事長
事務局	企業年金連合会
意思決定	重要事項：企業年金連合会理事会、具体的な事業内容：運営委員会等
会費	無料（協働モニタリング等の参加にかかる費用（交通費等）は各自負担）
受入れ表明	日本版スチュワードシップ・コードを受入れ表明（正会員のリストを公表）

当協議会の会費は**無料**です。事務は企業年金連合会が行います。

企業年金の皆様は、コストや手間をかけずに、運用機関のスチュワードシップ活動をモニタリングすることができます。

**企業年金スチュワードシップ推進協議会への加入申込については、企業年金連合会のWebサイトをご覧ください。**

**URL: <https://www.pfa.or.jp/kanyu/stewardship/index.html>**

加入の際は、Webサイトに掲載している以下の内容をお確かめください。

- 企業年金スチュワードシップ推進協議会規約
- スチュワードシップ責任を果たすための方針
- 協働モニタリング実施に係る基本的考え方



## 本件に関するお問い合わせ先

企業年金連合会 企業年金スチュワードシップ推進協議会事務局  
〒105-0011 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館10階  
E-mail: pfa-ss@pfa.or.jp

## 【協働モニタリング】

当協議会による協働モニタリングでは、以下の取組を実施します。なお、この取組は、アセットオーナー・プリンシプル補充原則5-1の「協働モニタリング」に該当する取組です。

- ①共通項目の定点調査（運用機関のステュワードシップ活動に関するアンケート形式による調査）
- ②合同説明会と協働対話（運用機関ごとに説明会を開催し、協働で運用機関との対話を実施）
- ③サマリー・レポート（運用機関が作成した自社の活動内容と自己評価に関するレポートの受領）

・当協議会専用Webサイトから、上記①から③のデータ閲覧及びダウンロードが可能です。

また、ステュワードシップ活動に関する情報を提供します。

- ・会員同士の情報交換会や勉強会を企画します。
- ・各企業年金における日本版ステュワードシップ・コードの受入れを支援します。

\*専用Webサイトの開設及び協働モニタリングは、2025年度から開始。

(参考) アセットオーナー・プリンシプル (抜粋)

原則5. アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてステュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

補充原則

5-1. アセットオーナーは、長期的に運用目標を実現させるため、自ら又は運用委託先による、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、投資先企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すべきである（ステュワードシップ責任）。ステュワードシップ責任を果たすに当たっては、自らの規模や能力等を踏まえつつ、日本版ステュワードシップ・コードの受入れ表明をした上でその趣旨に則った対応を行うことを検討すべきである。その際、複数のアセットオーナーが協働して運用委託先のステュワードシップ活動に対するモニタリング（**協働モニタリング**）を行うことも**選択肢**として考えられる。

## 企業年金連合会について

◆厚生労働大臣の認可により設立された特別の法人

◆主な事業

○年金通算センター事業

- ・企業年金を脱退した方等の年金資産を引き受け年金給付を一元的に実施

○企業年金ナショナルセンター事業

- ・企業年金の発展のための調査研究、提言、要望
- ・会員の健全な発展を図るために必要な会員支援サービスの提供

## トライアル利用のおすすめ

企業年金連合会では、会員（有料）を募集しています。

今なら会員加入前の

**1年間、会員支援サービスを年会費無料でお試しいただけます。**

会員支援サービスのトライアル利用に関するお問い合わせは、以下までご連絡ください。

企業年金連合会 会員サービスセンター会員課

URL : <https://www.pfa.or.jp/kanyu/trial/index.html>

電話 : 03-5401-8712 E-mail: [kaiin@pfa.or.jp](mailto:kaiin@pfa.or.jp)